

# イ 振込依頼書の見方

|       |   |
|-------|---|
| 振込依頼書 |   |
| お申込日  | 令和4年 6月 1日  |
| お振込先  | 金融機関名 <input type="radio"/> 古代銀行 <input type="radio"/> 支店名 <input type="radio"/> 中野支店   |
|       | 科目 <input type="radio"/> 1.普通 <input type="radio"/> 2.貯蓄 <input type="radio"/> 3.当座 <input type="radio"/> 4.( ) <input type="text"/> □口座番号 <input type="text"/> 7 <input type="text"/> 6 <input type="text"/> 5 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 3 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 1   |
| お受取人名 | <input type="radio"/> 近代 花子 <input type="radio"/> 様   |
| 金額    | 金額の頭部に¥マークをおつけください。<br>十億 百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ¥ 1 0 0 0 0 0 <input type="text"/> <input type="text"/>  |
| ご依頼人  | お振込人名 <input type="radio"/> 近代 一郎 <input type="radio"/> 様   |
|       | ご連絡先<br>ご住所 東京都中野区新井〇〇<br>電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇   |
|       | お支払方法 <input checked="" type="radio"/> 1.口座引落し <input type="radio"/> 2.現金 <input type="radio"/> 引落口座 (支店名・科目・口座番号)<br><input type="radio"/> 中野 支店 <input type="radio"/> 1.普通 <input type="radio"/> 2.( ) <input type="text"/> 1 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 3 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 5 <input type="text"/> 6 <input type="text"/> 7 お届け印 <input type="radio"/> 近代 |
| 銀行使用欄 | <input type="checkbox"/> 取引時確認記録書作成<br><input type="checkbox"/> 取引時確認済を確認 <input type="checkbox"/> 確認印<br><input type="checkbox"/> ①通帳等提示 ( )<br><input type="checkbox"/> ②面識あり ( )<br><input type="checkbox"/> ③聴取 ( )   |

振込先欄が漏れなく記載されているかチェック。特に金融機関の名称、店舗名、受取人口座等が正確に記載されているか確認する

金額相違を防ぐため、金額頭部には¥マークを必ず記載。振込相当額を預かったことを確認する

振込（現金による場合は10万円超、預金からの振替の場合は200万円超）は特定取引に該当し、取引時確認が必要となる

特定取引に該当する場合、預金取引先については依頼人から通帳等の提示を受け、すでに実施している取引時確認記録と住所、氏名が一致していることを確認する。現金で受け入れる場合は、法令に定められた本人確認書類の提示を受け、取引時確認を実施し、実施記録を作成・保存する

高額な現金振込の場合など、マネロン等リスクを踏まえて原資の確認等を行う

携帯電話番号など連絡がとりやすいものが望ましい。特に一見客の場合には、確実に連絡がとれるかどうか確認する

# 1 振込

①〜⑥ 加来輝正

## ア 振込の受付はどのように行うの？ 注意点は？

振込とは、離れた場所にいる当事者間で資金のやり取り（決済等）を行う金融取引であり、金融機関の重要な固有業務の1つです。

振込取引の当事者には、依頼人・仕向金融機関・被仕向金融機関・受取人の4者が存在しますが、そのうち依頼人と仕向金融機関の間には、法律上の委任関係が存在することになります。

つまり、依頼人が仕向金融機関に振込依頼（契約の申込み）をし、これを仕向金融機関が承諾し振込資金を預かる（受領すること）ことで、当事者間に振込事

務の処理を内容とする委任契約が成立。仕向金融機関は委任契約の受任者として、依頼者に対して「善管注意義務」を負うこととなります。

仕向金融機関が受付時に注意すべきこととして、まずは依頼人が振込依頼書に振込内容が正確に記載しているかを確認することが重要です。特に、誤振込を防ぐため、被仕向金融機関の名称や店舗名、受取人の預金口座が正確に記載されているか確認することが重要です。また、電話番号など、緊急時に連絡が

### 内容を確認し誤振込を防ぐ

とれる依頼人の連絡先も確認しておきましょう。振込などの為替取引は「取引時確認」が必要な取引に該当します。200万円超の預金振替による振込あるいは10万円超の現金による振込の場合には、法令に則って取引時確認を実施してください。

特に一見客による現金振込の場合には、マネロン等対策の観点から、依頼者の本人特定事項のほか、振込原資や受取人についても十分に確認し、不正な資金が持ち込まれないようにする必要があります。また開設して間もない時期に預金口座に振り込まれた資金を原資として、高額の振込を行うなどの取引も、マネロン等のリスクが高くなります。こうした疑わしい取引に該当するおそれがある依頼を窓口で受け付けた際は、預金通帳の動きをチェックして、預金口座に不特定多数の人からの振込がないかなどを確認してください。

### マネロン等を含めた対応の注意点

- 一見客による現金振込の場合、本人確認をはじめ振込原資や受取人を確認する
- 疑わしい取引があれば預金口座に不特定多数の人からの振込がないかなど確認する

\*書類のサンプルは一例です。金融機関によって形式は異なります。一部記載を省略していることがあります